

国際協力銀行環境ガイドライン パブリック・コンサルテーション・フォーラムの概要

12月6日(木)、国際協力銀行内会議室において、国際協力銀行環境ガイドライン・パブリック・コンサルテーション・フォーラムが開催され、80名を超える皆様の参加の下、活発な議論が行われました。以下では、会議の様様につき質疑応答を中心にお伝えします。(なお、参加者にご発言の内容はご確認いただいていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。)

国際協力銀行側の出席者：

総務部	木山次長
総務部	入柿総務課長、前田課長
金融業務部	藤田課長
開発業務部	山田課長
環境社会開発室	本郷課長、森課長

ご挨拶

(木山次長)

本日はあいにくのお天気の中、私どもの国際協力銀行「環境ガイドラインパブリックコンサルテーションフォーラム」にお集まりいただきまして、心から御礼申し上げます。まず、私のほうからご挨拶かたがた、この会合の趣旨について簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。

私ども国際協力銀行では現在国際金融等業務、経済協力業務ということで、それぞれ別々の環境配慮のためのガイドライン、これをもっておりまして業務を実施しているわけでございます。これは皆様よくご存じのことと存じますが、もともと現在の国際金融等業務が旧日本輸出入銀行によって実施され、また経済協力業務は旧海外経済協力基金によって実施されたということに由来しているわけでございます。この2種類のガイドラインにつきましては、統合時点の国会の審議の中でも、一つの統合した環境ガイドラインを定めるべきである、ということが、付帯決議として議会のほうからも指示をされているということで今日に至っているわけでございます。

99年の10月ですから、ちょうど2年前でございますが、国際協力銀行が発足いたしましたから1年後、昨年10月には学識経験者、NGOの方々、あるいは国会議員、関係省庁などのメンバーの方が参加されました国際協力銀行の環境ガイドライン統合に係る研究会という会が結成されております。この研究会には、国際協力銀行の職員も他のメンバーの皆さんと同じように組織を代表するというのではなくて、個人という前提ではございますが、何名かが参加をいたしまして意見を開陳しているわけでございます。

研究会は16回にわたり議論を重ねられるとともに、議論の過程を逐一ホームページを通じて公開されるなど、たいへん透明性の高いプロセス、また市民参加型の政策提言に努められてきたわけでございます。そして本年9月に研究会としてのご提案を、私ども国際協力銀行にいただきました。

現在、このご提案をいただきまして、私どもといたしましてはこの研究会の成果をふまえて新しい統合環境ガイドラインを策定すべく内部で鋭意検討を進めているところでございます。私どもといたしましては、今後パブリックコメントの募集など、より開かれたプロセスで、さらに検討を行っていただきたいと考えているわけですが、本日のコンサルテーションフォーラムでは、それに先立ちまして特に各界の関心の高い方々にお集まりいただきまして、直接ご意見をたまわる、またご議論をいただいて、さまざまな立場の方々の意見を検討作業に反映していきたいと考えているわけでございます。

限られた時間でございますが、ぜひ活発なご意見をたまわり、また議論をいただくということを希望いたしているわけでございます。簡単ではございますが、これをもってご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

ガイドライン（案）の説明

続いて国際協力銀行より新環境ガイドライン（案）について説明が行われました。

質疑応答

（参加者 A）

このガイドライン、長い間の経過を経て、ここまで来たということは非常によかったですと思います。一つ非常に大事な質問をしたいのですが、このガイドラインの使い方が「B I Cの融資決定アプリーザル、それから評価、そういうふうなもの、どういうふうな関係になって使われるかということですか。

例えば、この3 ページのところ「(2) 本行による環境配慮確認」とありまして、その真ん中の下のところに「プロジェクトの財務面、経済面、技術面の審査を行う際に、環境レビューを密接不可分に行う」、これはこのとおりだと思います。しかし、このプロジェクトの審査というときには、アプリーザル、そのときには財務面、経済面、技術面のほかに社会面、環境面もあると思います。その場合に、この環境ガイドラインというのは、環境と社会と両方あるわけです。

だから、これを満足することは、そのアプリーザルの段階において、その二つのことをきちっとやる。つまり、ここに書いてあることと合わせていえば、少なくとも五つの部面は全部それで満足できるのだということがあります。それからあっちこちにいろいろ書いてありますが、融資の決定の前からやるということはアプリーザルも同じです。

そういうことでやりますし、それからまた今度は始まってからモニタリングをするということがありますが、モニタリングという言葉と、事前評価、中間評価、事後評価との関係が不明です。例えばモニタリングというのは、それにおける中間評価に相当するものかどうか、いやそれは違うのだというのであれば、どういうふうに違うか。あるいは一緒にやるのでモニタリングという名前でも、中間評価という名前でもどちらでもいいということなのか。そのへんの折り合わせが、来年度からこれを実際にやるときには非常に大事になると思います。そのへんの判断がこれを読んでパツと分かるようになってないと、私のような疑問を抱く人がかなり出てくるのではないかと思います。

（山田課長）

お答えさせていただきます。基本的に、このガイドラインというのは、まずアプリーザル、私どもで行う審査を対象としています。融資に際して審査するときに使いたいと思っております。

次に事前評価、中間評価との関係ですが、まず中間評価というのが実は政策評価法案でどういうふうに行うかは、まだ決まっておりません。公共事業でいう中間評価というのは、事業の決定がなされてから長い間着工をしないものについて、もう一度ゼロベースで見直すというのを中間評価という概念で呼んでいるところもございます。ODAの場合、それが成り立つのかということがございますので、中間評価という概念がODAで固まっております。我々が考えておりますモニタリングとは、事業が行われるその実施段階における影響が、本当に我々アプリーザルしたとおりなのかをチェックしていく意味です。

また完成後の運営管理の状況についても、当然アプリーザルのときとどう違うのか、同じであればいいのですが、違うのであればどういう理由で違うのかというのをフォローアップしていく。ですから、モニタリングというのは事業実施中のもの、それから完成したあとの運営についてもモニタリングを行うというコンセプトでございます。

（参加者 B）

我々、コンサルタントの立場から、このガイドラインを読ませていただきますと、非常に垣根が高くなってきた。それで我々コンサルタントもいろんな立場で厳正なお手伝いをしているわけですが、特にプロジェクトのプロモーションの段階でも、我々いろいろな形でお手伝いしています。今回のガイドラインで見えてきますと、かなり細部にわたってハードルの高いものになっておりますので、そのプロモーションの段階で先がちょっと見えにくい。特にきちとした評価レポートが出ないと評価されない。もちろん我々はコンサルタントですから、このプロモーションす

るプロジェクトが、いいものであることを信じてプロモーションしております。ただ、現地側の政府としてレポートを作るとなると、時間と手間がずいぶんかかるわけです。特にJ B I Cに提出する形のものができるというのは、現実問題、かなり時間と手間がかかります。そうすると、きちっとしたものが出てくる間にまた時間がたち、状況の変化があって等々、非常に我々としてもプロモーションするにあたって、かなり状況としては厳しくなってくるのかなという考えをするのですが。

(本郷課長)

今、垣根が高くなっていくという印象をもたれたということですが、我々の理解を確認するために、具体的にどのようなケースで、どのような部分が垣根が高くなってきているとお感じになったのか教えていただければありがたいのですが。

(参加者B)

細かい表現、「具体的に」とおっしゃいますが、ここにE I Aが出てこない、もちろん審査しないということになっているわけですから、それがいちばん高い垣根かなということはいえるのではないかと思います。

(森課長)

経済協力業務のほうについていいますと、環境アセスメントレポート義務づけですが、これはカテゴリAという環境に影響が大きい事業、これについては今現在、すでにそういうレポートがないと、我々は審査終了しないという位置づけですので、これまでと変化はございません。たぶん、ひとつお感じになられたのは、E I Aのレポートでも今まで承認されたレポートであればよかったのが、14 ページの付属書「カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書」、ここに事細かに書かれていて、たぶんこれを読まれると、こんなにできるのか、というのが一つご懸念の点かなと思ったのですが、特にこの中でも三つ目のiのところ、アセスメント報告書、あるいはその概要が地域住民等を含めて公開されていて、意見が取り入れられるような形になっているというところがございます。

これは、実は今使っているガイドラインでは義務づけておりません。「望ましい」といっております。ただ、これは世の中の流れの中で、やはり最低限必要ではないかという議論もありまして、少なくともその影響を受ける人たちには事業の内容について情報があって、意見を言うような場がアセスメントの中にないと、今後プロジェクトとしてのサステナビリティという観点から見てもどうかなということをいっております。

これはたしかに国によって、制度がここまでしていない国はございます。これは周知期間、いつから施行するかということもあって、少し時間をおいて、我々はこういう形でやりたいので、ぜひこういう形でやってほしいというような申し入れをして、理解を得ていくということを考えておりますし、実際のところ制度をもっていない国はあります。ただし、実態上やっている国というのも一方でございます。アセスメントレポートそのものはオープンではございませんが、概要を地域を回って、こういうプロジェクトがあって、こういうことをやるので意見があったら言ってくれ、というようなプラクティスをやっている国も結構ありますので、非常に難しい国もあるかもしれませんが、そういうところはそういった形、時間をかけて理解を求めていく、ということによってやっていけるのではないかと考えております。いずれにしても、この点は現状よりは厳しいというところはあるかなと思っております。

(参加者C)

今回の「新ガイドライン(案)」、社会的影響にも配慮した、なかなか立派というか、理想的といえますが、私も一地球市民としてユニセフの寄付も毎月やっております、たいへんすばらしい提案だとは思いますが。

一方で、一企業人として特に国際金融業務に携わっているわけですが、そういう面から見ると、今、私ども、何もこの分野のみならず、例えば会計基準にしろ、また資本市場のルールにしろグローバルスタンダード、グローバルルールというものがあるわけで、その中で我々は活動している。環境についても同じように現在のグローバルスタンダード、これが今週の火曜日FTで公表されているわけで、そのガイドラインにしたがって我々は行動する。それがいちばんフェアなのではないかと私としては思います。だから立派な提言書だとは思いますが、コモンアプローチの上でもない下でもない、というあり方が現在の我々実業の立場からはベストではないかと思えます。

(参加者D)

三つ質問とコメントがあります。まず一つは、このガイドライン案が出てきたもともとの研究会ですが、ホームページでも公開されているし、誰でも参加できたではないかとおっしゃっているのですが、このホームページの片隅のほうにあるものを、我々はそんなに毎日見ているわけではないので、なかなか見られないということもあるのですが、議事録1回から16回、全部読ませていただいたのですが、OOFサイドのほうから見るとやはり前の方もおっしゃっていたようにイコールフットリングの観点、あまりにも議論の中で欠けていたのではないのかと、私たちが環境が大事だというのはよく分かりますし、そのとおりなのですが、本邦の企業の輸出競争力、あるいは相手国の経済発展の視野というのが、全く議論の中で欠けていたのではないかと議事録を見た限りでは思いません。

特に「OOFサイドのステークホルダーはいったい誰なんですか」といったとき輸出業者も当然ステークホルダーであるはずなのに、研究会のメンバーの中に入っていないというか、最初のメンバーで招集もされていない。そこは御行がメンバーを選んだのだからいいではないか、という話があるかもしれませんが、であればOOFサイドのほうから御行から出られていた方が、そこをもっと議論していただきたかった。これは非常に残念な結果だと思いますし、議事録を見た限りでは、御行のOOFから出られていた方が、逆にECGのコモンアプローチ自身を否定するような発言を何回もされて、race to the bottomという言葉は何回も繰り返しておられますが、ちょっと我々としてはそこは非常に残念だなと。結局結果として先週日本として、コモンアプローチ、Revision 6をアグリーしたわけですから、日本国政府としてアグリーしたものをJBICから出られていた方が、race to the bottomということで否定すること自体が我々としてはおかしいのではないかと思います。

我々としては、やはり研究会自身を本来であればステークホルダー、輸出者を入れてもう一度やり直すべきではないかと思っております。やはり、その議論の中でひとつ思ったのは、例えばベトナムとか中国というのは法律でEIAは公開していないのですが、そういうEIAを公開していない国には日本の税金を使って金は貸さないでよろしいというような議論も出ているのですが、本当に御行としてそう思っておられるのか。もしそうであれば逆に外交問題にもなりかねない話だと思っておりますし、そのへんもはっきりさせていただきたいと思っております。

2点目は人権、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS等のところですが、まさにこれは非常に重要な問題ですし、おっしゃるとおりだと思います。ただ、環境ガイドラインの中に人権とかジェンダー、子どもの権利を入れる必要があるのかどうかというのは非常に疑問でして、例えば世界銀行でも、たしかにジェンダーというのはポリシーを作っているのは私も知っていますし、彼らもGender dimension of developmentということで、オペレーションポリシーを作っていますが、彼らの環境ガイドラインではセーフガードポリシーの中にはジェンダーというのは入っていないです。別のカテゴリの中で彼らも規定しているわけで、そういう意味からすると、ここにある人権とかジェンダーというのは、環境ガイドラインにはなじまないのではないかと思います。もし本当にやるのであれば、OOFとは別にODAの部分だけで別途規定されるほうがいいのではないかと、逆に人権というのは非常に相対的なものですし、国によって考え方も違いますから、あまりここを輸出業者に持ち出されると、相手の政府から内政干渉だと言われて、我々がサンドイッチ状態になる可能性もあるわけですから、もう少しここは慎重にお願いしたいと思います。個々のプロジェクトで人権って何を評価するのですかと、いったい人権って何なのですかと、非常に広い範囲なので、これでは実際にスコープとして取り上げようとするとなかなか難しいのではないかと思います。だから、できればここは、もしやるのであれば環境とは別の世界、次元としてやっていただきたいと思っております。

それから3点目ですが、6番目のガイドラインの適切な実施・遵守の確保、たしかにこれもおっしゃるとおりですし、世界銀行もインスペクションパネルを作っています。IFCもオンブズマンというを作っていますが、あくまでも国際機関であって、御行はODAの部分とOOFの両方の顔をお持ちになっているので、そこで第三者からの異議申し立てを受け付けるというのは、特にOOFの世界では我々としてはリスクだと思っております。実際に、その環境で被害にあわれた方が異議申し立てをされる、それはおっしゃるとおりで結構な話だと思いますが、我々が非常に危惧しているのは、輸出の場合、どうしても競争がありますから、よその国の競争者からこの制度を悪用される恐れが十分にあると思っております。下手をすると競争者が我々の進めているプロジェクトを頓挫させるためには、この制度を利用して異議申し立てをすればサスペンドということにもなりかねないので、ここはODAとOOFというのは、はっきり分けていただきたいし、できればここは削除していただきたいと思っております。以上です。

(本郷課長)

E C Gのコモンアプローチとの関係でございまして、イコールフットイングの観点が欠けているというご指摘でございますが、たしかに国際競争力と環境のバランスというのは、非常に大きな問題だというのは我々も承知しております、そういった点については引き続き検討していきたいというのが現在の状況でございます。

それから人権の関係でございまして、たしかにご指摘のとおり、かなり幅広い概念でございますし、またご説明のなかで「相対的な」という表現をお使いになられていましたが、なかなか判断しにくいというのは事実だと思います。例えば大気、排ガスの話であれば国際的なスタンダードもありますし、またそれは数量化という意味では計測可能でございます。こういった問題と、こういった人権という問題は必ずしも同じ性格のものではないというのは承知しております。その中で、こういった問題について具体的にどういうふうにして考えていくかという点でございますが、私どもとしては、この幅広い概念の中で比較的我々が判断しやすい問題、または政府機関として外交上の問題というのは、また政府そのものが行うべき話だと理解しておりますので、政府機関としてできる範囲の話、こういったものは何か、というものを具体的に引き続き考えていく必要があると思います。

例えば、この中では子どもの権利という言葉が出ておりますが、これであれば児童労働という概念があって、これはいろんな国において児童労働の禁止、これより小さい子どもを働かせてはいけませんとか、そういった具体的に基準があるものがあると思います。そういったものがあれば判断基準として我々も判断することができますので、我々として対応可能だとは思っています。ただ、ご指摘のように、判断するのも非常に難しい問題が入っているのは承知しております。

中国、ベトナムのE I Aについては、必ずしもすべてではないかもしれませんが、中国の場合であれば、必要に応じ情報公開できるというような形にもなっているかと承知しております。たしかに情報公開をしなければいけないというような明示的な書き方はしてないと思いますが、ケースバイケースでというような形になっていると理解しております。

それからベトナムについては、これはすべてのプロジェクトではないのですが、いくつかのプロジェクトにおいてはボランティアにやっているものもございまして、今、ご指摘のように政府として必ずやれというふうになっていない国の場合は、おっしゃったように非常に難しい問題であり、我々としてどのようなことが考えられるか、これもまた検討していかなければいけない話だと思っております。

(藤田課長)

コモンアプローチの件についてひとこと付言させていただきます。今、本郷からご説明させていただいたとおり、競争力と環境の配慮のバランスは非常に重要だと、このように認識しております。他方、私どもとしまして今回、このガイドラインに盛り込んでおります点、先ほどコメントをいただきました、例えば遵守の確保といったようなところとか、あとは情報公開といったところがコモンアプローチに比べて若干上にいっているという側面がございます。勿論、ガイドラインにつきましては、輸出信用における国際競争力の影響といったものを十分配慮いたしまして、そこを皆様に影響がない形になるように考えたいと思っておりますが、ただ、今、申し上げた情報公開、またはガイドラインの遵守の考え方については、競争力に影響が与えないのではないかと考えております。

(参加者 E)

ちょっと事実関係だけご報告させていただきたいと思っております。まず先ほどE C Gの世界でイコールフットイングと意見がございましたが、まずE C Gのほうでは、まだ議論はまとまっていないと承知しております、各O E C Dの参加国のうちの主要メンバーが自らセットするという形でして、実際に研究会のほうでまとめたのは9月末でございます。そこらへんについては、まだタイムラグが実際そこには存在しているということだけお伝えしたいと思います。

(参加者 F)

今のお話の中で、人権というものは、その国によってだいぶ基準が違ってくるか、そういうようなお話が出てきましたが、国際協力銀行としては、そういう人権というものに対してどういう認識をもっていられるのか。今、ODA

とかあとは海外でのE C A、経済協力などで問題となっているケースというのは非常に分かりやすいです。例えばミャンマーですが、強制労働があったとか、少数民族に対する虐殺があったとか、どこからどう考えてもおかしいと、そういう問題だと思います。ミャンマーとかそういうのは極端なケースかもしれませんが、例えば少数民族や先住民族の文化破壊というのは、ダムなどで彼らが基盤としている土地が破壊されることによって伝統的な生活ができなくなったりする。そういうようなことはやはり今、生物多様性条約ということである希少な生物を守るために国際的な努力がなされていますが、もう一つ深刻な問題として、今、世界中で言語がどんどん消滅しています。

ですから一方で、またそういった人間の文化の多様性というものを守っていかないといけないという動きは、やはり国際的にあるということです。そういうことから考えてみると文化的基盤とか、アイデンティティの保護とか、例えばアイヌやネイティブアメリカンの例でもありますように、アイデンティティの崩壊というのはアルコール依存や幼児虐待、その他、自殺や他殺の急激な増加など、非常に社会的混乱を大きく招くものです。ですから、そういった観点からみれば人権というのは、わりとグローバルスタンダードというか、たいしてどこの国でも変わらないと思います。それについてはいかがお考えでしょうか。ご意見をいただければと思います。

(参加者 G)

私は、今のガイドラインのドラフトの中でも人権の記述が非常に弱いと思っております。この国際協力銀行という銀行は公的機関でございますので、このガイドライン、皆さんもうすでにご覧になっていると思いますが、提言の中では我が国が支持している人権の尊重に関する原則や条約、協定に沿って融資等の業務を行うという提言を出させていただいております。我が国が支持している国際条約などに関しましては、国際協力銀行自身も人権の尊重などに関して意見をいうことが相手国の権利を犯すことになるのではなくて、むしろ国際協力銀行自身が当該国の人権の状況一般に関して十分な情報を収集して、それを融資検討において十分な配慮をはらうことが国際人権法の中でも、これは要請される事項になっておりますので、その人権の問題について分かりにくいということはございますが、国際協力銀行が融資するような案件の中で人権侵害が起こるようなことがあっては困ると思いますので、そういう視点に立って最大限の努力をして人権の情報収集をして活動していただきたいと思っております。

先ほど「環境グローバルスタンダードで」とおっしゃいましたが、私どもは、まさにグローバルスタンダードで環境の問題に取り組んでいただきたいと思って、この国際協力銀行の環境ガイドラインの提案を作りました。世界銀行などでは、ご覧になっているような環境の政策をすでに実行しております。ところが民間企業が融資するものに関しては、そのような環境のガイドラインは適用しなくていいと、そういう環境、ダブルスタンダードがあってはいけないというのが、これは持続可能な社会を進めていくうえで最低限必要なことだと思います。こういったことを認識しないで事業が行われること自体が、企業の社会的な責任も問われることになるのではないかと考えます。

(本郷課長)

私どもとして、人権の問題について全く無視するというつもりではなく、ご指摘のように最大限の努力をしていきたいというのは当然でございますし、そういうつもりでこのガイドラインというのを作っているつもりでございます。ただ、その問題の中にはいくつか、正直に申し上げまして私ども政府系の金融機関として手に余る問題があるというのもご理解いただければと思います。

もちろん我々からみても判断可能なもの、我々としても取り扱い可能なものについては、できるだけ取り込んでいくつもりでございます。例えば先ほどの子どもの権利でいうと、児童労働の話とか、こういったものは当然できるものだと思います。また先程、たぶん住民移転に関するお話があったかと思いますが、つまり移転した場合には、今まで住んでいた場所からいなくなることによって文化的基盤が破壊されるのではないかと、それについてどういう配慮をするのですか、という質問だと理解しますが、この問題であれば例えば 12 ページのところに(非自発的移住)というような形で、私どもとしては対象、また事業者にとっても取り上げ可能な問題ではないかと思っております。具体的には、世界銀行においても住民移転に関するハンドブックとかございますし、ある種プロセスとか、やり方、それから判断基準等について判断可能な内容となってきておりますので、そういったものは本行におい

ても、また事業者の方においても取り上げ可能だと思っております。また実際、住民移転を行うにあたっては、たくさんプロジェクトが世界中で行われておりますが、そういった世界銀行の考え方と、あるいはアジアにおいてはアジア開発銀行の考え方、こういったものが評価に用いられていると理解しております。

虐殺という点につきましては、我が国の政府とか外交上の問題、あるいは本行が判断する以前の問題として、当該国での法律上の問題だと理解します。

(森課長)

追加させていただきますが、人権の問題は非常に重要ではありますが、難しい問題だというのは、皆さん、私も共通の考えだと思います。やはり国ベースで対応するような人権問題という話と、個別のプロジェクトベースで対応する話というのは、どうしても分けていかないとオペレーションしている我々としても難しいところがございます。このガイドラインという枠の中で、我々プロジェクトが扱うときに、この範囲であれば確実な情報と判断に基づいて検討できるというものを、このガイドラインの案の中に入れております。それを越えるところにつきましては、例えばODA大綱とか、そういったレベルで、もう少し議論をしていくということが一番現実的なアプローチではないかと考えております。

(参加者B)

もう一つ、JBICのご意見を聞きたいことがあります。実際に我々プロジェクトをやる人間としまして、かなり情報公開においていろんなアイテムがあると思います。ものによっては公開し過ぎると、それを悪用してくる人たちが出てくるケースが多々あるわけです。そういうケースも考えられますし、それから今回のガイドラインが実施されることによって、プロジェクトの進捗、実施される前の時間もかかると考えますし、実施されたあとも、かなりいろんな意見が出てきて進捗が遅れるのではないかとという危惧があるのですが、その点、JBICはどうお考えなのかお聞きしたいと思っております。

(山田課長)

今のご意見は、例えば15ページにあります案件の記述のところですが、「移住計画又は社会開発計画の必要性を明らかにする。通常、プロジェクト地域とプロジェクトの影響範囲を示す地図を含む」とあります。我々がアブレイザルをする時期というのは事業をやるかどうかが決まっていない段階ですから、そのときに移転が必要な地域の地図を外に出さなければいけないとなると、スクワッター、不法な住民が入って来て立ち退きが一層困難になるというようなケースが考えられるのではないかと考えております。

ただ、こうした点については、私どもとしましてはバランスの問題ですが、なるべくそういった不法住民については、公開する前に現地の写真を撮っておいて、あとから入ってくる住民とそうでない住民をあとから区別できるようにする。それから移住のカットオフデットを設けまして、これ以降移住してきた人間については補償の対象にしないとか、そういった手段でやっていくしかないと考えます。これは非常に難しい問題でして、プロジェクトが情報を公開することによって民主的になる場合と、それをするによってかえって公共事業が阻止されるという場合があると思っておりますので、そこは慎重な配慮をしながらやっていきたいと思っております。

(本郷課長)

情報公開の点について、最初の悪用されるケースということですが、一つの例としては先ほど指摘ありました競争者が悪用して、公開するのではないかとという点ですが、同じ点と理解しておりますが、情報公開にあたっては、本文にもありますように、守秘義務の観点、それから情報公開の精神、このバランスが非常に重要だと、難しい問題ではありますが、この中で何とか対応していかなければいけない点だと思っております。

それから意思決定に時間がかかるのではないかとという点です。この点については私どもは非常に重要な問題だと思っております。一つの我々の提案、考え方といたしましては、スクリーニングでございます。スクリーニングは、できるだけ早く行う。そして我々の意思決定、またはそれを受けた形の事業のスタートというものがあるとすれば、できるだけ十分、長い周知期間をもって、もし異なる意見のある方がいらっしゃるのであれば、そのときにいただき、それで私どもとしても、事業者に対しての適切な対処をお願いするというようなことで、事業に対する

遅れを極力少なくするよう工夫していきたいと思っています。

またもう1点、本行が意思決定を行い、またそれを受けた形で事業がスタートしたあと、その後情報公開することによっていろいろな意見が出てくるのではないかという指摘だと思います。これは同じことかもしれませんが、本行の意思決定前、あるいは事業のスタート前に情報公開することによって、あらかじめ異なる意見がある場合には、それに対する対応をきちっとしておくことによって、そういった可能性が少なくなるよう努めることはできないかと考えております。経験則ですが、我々事業をやったあとからいろいろと環境面で問題があるとか、人権の問題があるといったことで、実施段階で問題が出てくるのが正直あります。これに対応するコスト、時間というのは膨大なものがあります。逆にいえば教訓としては、なるべく早い段階でそういった我々が分からないような情報が先に入ってくることによって、そういったコスト、リスクを少しでも下げられることができるのではないかとこともありまして、なるべく早い時期にその情報を流して、この辺には危ない貴重種がありますとか、指摘をいただくと、そのときはかかって時間はかかるかもしれませんが、その後の実施を考えたときには、より効率的、いいものができるのではないかとということで、早めの情報公開を心掛けるということをやっております。

(前田課長)

先ほどいくつかECGのワーキングパーティ、コモンアプローチとの関係でコメントがあったと思います。感じましたのは、やはりECGのワーキングパーティ、私はずっと出ていたのですが、議論が公開されてないために相当誤解があるのだなと思ひまして、やはり公開というのは大事だなと思ひました。まず2点申し上げたいと思ひます。

一つは日本というのはG7の国なので、OECDのマネットというのとG7のマネットと二つあります。つまりOECDの閣僚理事会から出ているのはコモンアプローチを作りなさいと。それからG7の国は共通のガイドラインを作りなさいというのがありまして、G7のほうはサミットにレポートする義務があります。先ほど、どなたか言っていました、今の合意されたというお話がありました、あれはまだ合意には至っていません。日本はアクセプトしますということをお日本の政府から言っていると思ひますが、まだ合意には至っていない。競争という観点からいくと、ひとつは小さい国々、OECDのメンバーであるけれどもG7でない国々のほうが今の局面でいうと有利です。なぜ有利かという、「できないものはできません」と言えますし、それほど国際的にも打たれないわけですから、目立たないのです。

先ほどの競争の観点から、いやそんな国はどうでもいい、要するに自ら、日本の競争相手はアメリカでありドイツでありフランスだ、ということに徹しているのであれば、それはそれで一つの考え方です。そうではなくて、そのまま放っておきますと、例えば先ほどNGOの方とかいろいろな方がおられました、打たれるのは日本であり、ドイツ、アメリカ、大きな国が打たれる。それはなぜかという、それだけボリュームも大きいからです。したがって、race to the bottomということをおもいくつか申し上げたのですが、それは決して日本にとって有利なことではなくて、よりrequirementが低くてすむ国が一番免れるやり方なので、そのへんは少しご理解いただきたいというのが1点目です。

それからG7の中で最大の国が、現在のものについては非常に不満を持っているということなので、サミットのプロセスになるとどうなるか分からないという危惧感をもっています。一般的なコンセプトとしてECGのコモンアプローチと、今のJBICの環境ガイドラインで、すべての点においてこちらのほうがODAのほうに引っ張られて、非常に高いハードルを掲げているのではないかとおられるのではないかとお思ひますが、必ずしもそんなことはありません。ECGのワーキングパーティのほうのコモンアプローチというのは非常に幅があるフレームワークです。基本的なコンセプトというのはベンチマーキングということです。つまり、非常にグッドプラクティスをやるところと比較対照する、参照するということがポイントでして、広い意味でのコンセプトではJBICの新環境ガイドラインもECGワーキングパーティのコモンアプローチの枠内であるといえると思ひます。もちろん、いくつかより強化されている点、例えば情報公開の点とか、EIAを求めるときの質の問題とかはありますが、もしそれが具体的にどうしてもその点は競争に非常に不利だというご意見であれば、それは十分我々は聞かなければならないと思ひます。具体的にどの点が不利になるのか、ぜひ教えていただきたいと思ひます。一般的に、いいか悪いかという議論をしても、あまり生産的ではないものですから、具体的にどの点が本当にビジネスをやっていく上で決定的に不利で、はっきりいってこんなことをやられたら迷惑だという点が、もしおありになるのであれば、我々もその点なかなか分からないものですから、ぜひ教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(参加者 H)

まず最初に、私も夏までの研究会に参加させていただいておりますが、これも J B I C の非常なご理解がないとできなかった仕組みでございまして、最初のご挨拶で非常に透明性のあるプロセスだというお話がございましたが、まさにそのとおりだと思います。また本日も、こういった形でパブリックコンサルテーションの機会をもたれる、正式にまたパブリックコメントの機会をもたれるということで、J B I C は非常に透明でオープンな議論をしようとしていて、そういうご努力に対して、まず高く評価したいと思っております。

環境のほうの立場からいきますと、21 世紀に入りまして途上国の環境の状況を見ると、どんどん悪くなっているということで、環境対策は国際的に今後どんどん強化の方向にいく、そこはまず間違いのないところだと思っております。そういう条件下で、このガイドラインについての議論、これまでよりもいろいろと厳しくなっている点があるというのは、まさにそのとおりだと思います。おそらくこれは明日には、こういったレベルがグローバルスタンダードになっていくのではないかと考えられるわけがございます。日本は国も、それから民間の事業者も、かなり損をしているところがあると思います。といいますのは、日本は国も民間事業者も海外でよくないことをやっているという、なぜか根強い批判がございまして、いろいろ話をお聞きしていると多くの方々是非常にしっかりやっておられるのですが、どうもマスコミとか民間レベルでよくないことをやっているのではないかと根強い批判があると思います。結局、しっかりやってもアピールが下手だということもございまして、ちょっと遅れているように見えることによって、それが全面的に批判につながってしまう、こういうことなんだと思います。ですから今回も、まず 1 歩先かもしませんが、この時点でこういったガイドラインを実施することによって、非常に日本は国も民間もこの面で力を入れているのだということをきっちりアピールすることができますと思いますので、ぜひそういう方向でご理解をいただいて、お考えをいただければと思っております。

これからパブリックコメントをこういったコンサルテーションで議論が続くわけですが、やはりそういった場面で今、J B I C のほうからもお話がありました、いろいろ具体的に、どこがよくてどこが悪いのだということをごんごん出していただくことが大事だと思います。それは環境の側からも、それから事業の側からもそうだと思います。それによって具体的に問題が何で、どこまでできて、どこが本当に困るのだということが世の中にはっきり公開されるという形で見えていくと思います。そうではなくて密室の議論でやっていきますと、結局、外側によく分からないということでマスコミがセンセーショナルないろいろな事件、非常に悪い例に飛びついて、それで日本の評価になってしまう、これは非常に残念なことだと思います。

そういったことで最初でございまして、今後こういった具体的な議論を展開されることを期待しております。本日は私もいろいろ具体的なお話をお聞きしまして、たいへん勉強になりました。よろしくお願いたします。

(参加者 I)

やや細かいことで恐縮でございますが、カテゴリ C に該当するものとして 5 ページに「本行が支援する金額が 10 百万 S D R 相当円以下のプロジェクト」という金額の規定が書かれておりますが、現在の J B I C の金額面の運用が今どうなっているのかということをお教えいただければと思います。

(本郷課長)

現在の国金等ガイドラインにおきましては、金額カテゴリ C、金額の要件といたしましては現行の国金等ガイドラインの 3 ページ目でございますが、本行融資額が 10 百万ドル相当円未満ということでございます。今回の案におきましては 10 百万 S D R 相当円以下ということで、ほぼ同等だと理解しております。

(前田課長)

ちょっと追加すると、先ほどの 10 百万 S D R というのは、コモンアプローチの中にある敷居値、threshold といっているものとアイデンティカルです。アイデンティカルという意味は、コマーポリシーの中でも Its share is about ten million S D R と書いてありまして、これがここでいっている本行が支援する金額が 10 百万 S D R 相当円以下といっているのと完全にアイデンティカルというのも一つの例で、基本的な構成は先ほどの追加になりますが、E C G ワーキングパーティのコモンアプローチの最終版 Rev.6 はまだ公開されていませんが、この章立てとか、あるいは

目的、トレードプロモーションというのと、インパラメントプロテクションの調和、あるいはサステイナブルディベロップメントに対するコントリビューションとか、そういった考え方に完全にそっているものです。

それからリストの中に、コモンアプローチのほうではE I Aの標準モデルというのがあります。もちろんその中で、先ほど私どもの本郷のほうからご説明したように、例えばステークホルダーのコンサルテーションをどこまでやっているとか、情報公開をどの段階でやっているかということについては、たしかにこちらの今のが1歩踏み込んだ形になっていますが、コモンアプローチのアネックス2のほうは、あくまでもイラストレイティブということで、ここは非常に微妙な書き方になっていて、いろいろ解釈の仕方によってはいろんな見方ができるので、つぶさに全ドキュメントが公開されて、ローヤーの方とか、あるいは専門学者が読み込んでいくと、いろんな点で理解が深まっていくのではないかと思いますので、早い段階で最終版が公表されることを期待しています。

(入柿課長)

1点、先ほどのご質問の中で答えてないところがございますが、実は私の担当なので答えさせていただきます。異議申し立ての受け付けについてでございますが、提言の中では、たしかに第三者委員会とガイドライン上に明記する形になっておりましたが、とりあえずこの新環境ガイドラインのドラフトの段階では、そのあたりを含めて異議申し立てを受け付けて必要な措置を取るといった文言に押さえています。といいますのは、具体的には制度設計の問題としまして、我々のおかれた法律上の立場とかさまざまな検討事項がございますので、これについては引き続き十分検討していきたいと思っております。先ほどご指摘された懸念も我々もよく共有するものでございまして、制度設計の中で十分考えていきたいと思っております。その際には、また種々ご意見をいただこうと考えている次第でございます。

(参加者A)

ちょっと小さな字句のことを2カ所くらいお聞きしたいのですが、2ページの真ん中ごろに「本行は、融資等の意思決定以降においても、一定期間、必要に応じ、云々」と、一定期間というのはどういうわけですか。これはプロジェクトが終わるまで、ずっとやらなければいけないのではないのでしょうか。

それからもう一つは5ページの(2)のカテゴリの分類、カテゴリAというのは「環境への重大で望ましくない影響のある可能性」とありますが、望ましくないか望ましいかは分かりません。それからずっと後ろのほうにもありますように、プロジェクトの与えるよい影響と悪い影響、両方あるわけですから、それを客観的に調べるというのがこのガイドラインだと思います。環境というのは悪くなるものだと、頭から先入臭を入れたような感じをこのガイドラインは受けます。だから私のサジェスションは、環境への重大な影響がある可能性と、それでいいのではないかと。調べたらいい影響があるのか、悪い影響があるのか、特に環境面においてよい影響があるかもしれない。環境というものをうまく利用するプロジェクト、そういうポジティブな面も、やはりこのガイドラインのどこかにリフレクトしておいたほうが、良いと思います。

(本郷課長)

モニタリングの期間でございます。一定期間、最後までモニタリングすべきではないかというご意見でございます。これはケースバイケースだと思っております。融資が最後の1円でもなくなるまでモニタリングするというのが適切なケースもあれば、また、それ以前に終了してもかまわないケースもあるだろうと考えています。それはプロジェクトの内容次第ではないかと思えます。例えばプラント等の輸出の場合であれば、操業の計画がきちんとなされ、そしてその設計どおりにきちんと作られた場合、あとのオペレーションが問題になるわけでございますが、そのオペレーションの体制が十分できており、また試験操業等行っても、あるいはその保証期間内にもう一度念のために確認してみても、どうみても問題なさそうであるというようなケースであれば、我々のエネルギーの使い方、事業者のエネルギーの使い方として、どこまで集中させるかという問題でございますので、一定期間モニタリングし、その後、大丈夫だろうというのであれば、モニタリングの負担を軽減するというのも、あってしかるべきではないかと考えております。

また円借款の場合は、非常に融資期間が長いものもありまして、その間プロジェクトが融資期間内にもかかわらず、事実上プロジェクトの使命が終わっているというケースもないわけではございません。そういったことを考え

れば、すべての案件について融資残高が少しでも残っている限りはモニタリングすべきであるというのは、必ずしも合理的ではないというのが我々の今の考えでございます。これについては、また具体的に何かそうではないのではないかと、というご意見があればまたうけたまわりたいと思います。

それから環境への重大で望ましくない影響のある可能性でなくて、そのポジティブな影響、ネガティブな影響があるというご指摘でしたが、たしかにおっしゃるとおりでございます。そういったポジティブな影響があるというものも、そういう面で評価してやるということは大切だということは認識しているつもりでございます。

(前田課長)

1点、先ほど入柿のほうから申し上げた第三者委員会ということについて補足したいのですが、これは非常に難しい問題です。世銀の例とか、あるいはIFCのオンブズマンとか、いわゆる法令上、例えば地方自治体であれば条例の枠組みがあったりして、そういう根拠がある。その説明に対して私どものほうは法令上の根拠はないものですから、極めて難しい。ただひとつ論点を言うと、要するにいろんな影響を受ける方の文句、いろんな問題があるわけです。それをどこが受け皿になるかということです。もし民間の金融機関であれば環境の問題というのはリスクですから、誰かに付け回すというのが普通のやり方であって、分散し付け回すというのがやり口ですが、誰かがリバを引くという変な言い方ですが、要するに誰かが受けなければいけないと、普通でいきますとスポンサーにいきます。例えば日本の会社が、スポンサーの側に入って投資をなさるといこともよくあります。例えば大規模な火力発電所であるとか、そういったものにはIPP等によって入っていますが、スポンサーに苦情の申し立てがいて、それをスポンサーの費用で解決する。それは非常に大きなコストになるのではないかと思います。それをわざわざ引き取るというのは非常にリスクな話でありまして、世銀であれば国際機関ですから、十分な人的リソースもありますし、予算もあるでしょうが、私どものほうはこういう御時世ですので、人は増えない、それから予算はカットされるという状況の中で、普通の合理的な対応をするのであれば、そんなところに受け皿を作るというのは、そのプロジェクト単体で見れば極めて非合理的な対応だと思います。

ただし、中長期的なダメージとか reputation ということを考えて、むしろ進んである程度そういうコストを払っていかなければならないのではないかと考えています。ただ非常に難しい問題ですから、そう一朝一夕にはいかならないと思います。いたずらにハードルを上げようとしているわけではなくて、上げれば一番苦しいのは当の我々であります。特に法律で決められているわけではなくて、「やれ」と誰も言っていないわけですから、そういうのが非常に難しい問題ですが、本当のプロジェクトを進めていくときに、誰かが負担しなければならないコストになってきているのではないかと思います。それをスポンサーだけに負わせていいのか。日本の企業がスポンサーに一切入っていないのであれば、これはこれで一つの判断で、それはその途上国側に全部押し付けてしまえばいいという考え方も、これはODAの考え方は出てこないかもしれませんが、OOFの考え方は十分出ています。

ところが現在、そういうことでないケースというのが多々あるものですから、ものを輸出するという側面だけではなくて、そういう全体のコストにも配慮しているという点を少しお考えいただければ幸いです。

(参加者C)

火曜日のFTだったのですが、ECGのガイドライン、リリースされました。たしかにその情報しか私はもっておりませんので、このパブリックコメントを次にさせていただくまでに十分な時間的リードタイムをもって、Revision 6の内容、これはJBICにお願いするのが筋なのかよく分かりませんが、少なくとも関係者として十分な事前のリードタイムをもったRevision 6の公開をお願いしたいと思います。

(藤田課長)

今のコモンアプローチの件について、ご説明をさせていただきます。OECDのホームページを、きょうお帰りになったらご覧になっていただきたいのですが、OECDのホームページには、すでに事務総長のステートメントというものが出ております。この解釈はいくつかあるかと思いますが、基本的には先ほど私どもの前田からご説明させていただいたとおり、アメリカとトルコを除いた国が自発的にRevision 6について実施していきますという形になっております。このRevision 6の公開につきましては、OECDの理事会を経て、そのステータスがコンフィデンシャルなものから公開してもいいというように変更されないと、これは公開できないものでございます。うかがって

いる情報では、早ければ来週の理事会にてそのような決定がなされる可能性はあるというようにうかがっております。ですから私ども、もしくは経済産業省、財務省、外務省あたりから自発的に公開ということは現段階ではできかねます。OECDの理事会にて承認がなされないとオープンにできない、というステータスでございます。ただし繰り返すようですが、今、私が申し上げたとおり来週早々にでも公開されるというような予定と聞いておりますので、そうになりましたら、これは私どもからもコピーをお渡しできるようになると思いますし、当然これを経済産業省であったり、外務省、財務省、場合によっては日本貿易保険からも入手できるというような形になるうかと思っております。

ということで、このRevision 6のステータスにつきましては、FTの記事とか、イギリスのECGではすでにホームページに自ら承認されたというように公開しておりますが、正式なステータスは先ほど前田が申し上げ、私が今、ご説明したような状況でございます。ということをご理解いただければと思います。以上でございます。

(本郷課長)

もう一つ、競争条件と環境配慮という関連、たしか最初のほうにご質問いただいたと思いますが、私どもの現在のガイドラインは二つございます。国際金融等業務のガイドライン、それから円借款におけるガイドラインと二つございます。ご質問のところが国際金融等の業務ということと理解しておりますが、現在の国際金融等のガイドラインというのはECGのコモンアプローチができる以前より作られているものです。具体的には、現行のガイドラインは2年前でございますし、またこれもオリジナルとなったものが1992年にチェックリストという形で日輸出入銀行で作られ、それに基づいて当時審査ということがございましたが、環境リスクについての審査ということで長い間実行してきたものでございます。

そういう意味では、今回ECAのコモンアプローチが世界的に導入される、されないにかかわらず、以前からこうした環境配慮確認をしてきておりますということを1点補足説明させていただければと思います。

(参加者G)

ECGの合意を非常に気にされている方が多いようですが、実際、米国の輸出入銀行やOPICは、すでに今、この提言の中で出されているよりも、さらに新しいようなガイドラインを作っているらしいですし、その方々は実際そのガイドラインを適用したことによって、どういうマイナスがあったのかということに対して、特にマイナスというよりもリスクを避けるプラスの面のほうが多い、という発言をしていらっしやいます。また米国だけではなく、カナダやオーストラリアの輸出信用機関も、すでにこのコモンアプローチ、これは非常にあいまいなものでございますが、それよりも大きく情報公開などの面で進んだものを取り入れていらっしやいますので、ここで日本がコモンアプローチに合わせて、今の考えられているような提言を大幅に下げるといのは、この日本の大規模な途上国への影響を考えますと、なぜそういうことをしなければいけないのかといのは、ちょっと私どもは理解できないところでございます。

(参加者J)

今までのご議論と、ちょっと関係ない質問してもよろしゅうございますか。6ページ目のカテゴリAの「環境アセス」でございますが、この説明によりますと、この環境アセスは借入人を通じますが、プロジェクト実施主体者により準備されるということで、事業者が環境アセスを行うということで考えられているようですが、このへんについては、これが今そちらでいる、あちこち勘案された中でもひとつのスタンダードなんでしょうか。日本国内の関係アセスが海外に比べて非常に歪んでユニークなのは、いくつかの点のうちで、一つはアセス実施主体が事業者であって、少なくとも今まで国内ではこれは悪評が通り相場になっているようなことがあってのことです。第三者は費用負担の問題が入ってくるのではないかと思います。第三者性が乏しいのではないかと懸念がいたしますが、これはご検討の中でどういうような経過があったか教えていただきたいと思っております。

(森課長)

そういった点はおありだと思いますが、どうしても我々日本の常識で考えてしまうのですが、基本的に一番事業が分かっている人がアセスメントをやって、それを第三者的な機関がレビューをすると、あるいは承認、そういう

形の役割分担のもとをチェックアンドバランスをしているという理解をしております。やはり、事業を責任をもってやる人が環境に対する影響を与えるかというのを考えるときに情報も持っていますし、かつ、そのアセスメントの責任をもっているわけですから、そういった観点から事業者がやるというのは、ひとつの合理的な考え方ではないかと思えます。ただ、アセスメント報告書というのは必ずその国の中で承認されたものと、こう言わんとするとところが事業者だけではなくて、そのプロセスの中で第三者である環境省とか、第三者委員会等で承認されたものということで、ちゃんとチェックを受けたものをもって我々は客観的な判断をされたアセスメントというものをもって評価する、そういう考え方に立っております。

(本郷課長)

2点補足させていただきます。私どもと同様の二国間の機関、輸出信用であったりODAをやっている機関、あるいはまた国際機関等、金融機関においてはいずれも同様の考え方をとっております。

それからもう1点補足させていただきますと、例えば生態系の調査等におきましては、実際のEIA作成のプロセスの中で第三者、例えば大学とか場合によってはNGOの方々に調査を依頼し、そのスタディをベースにEIAを作っているというようなことで、第三者的というか事業者でない部分の意見をできるだけ反映するような努力がなされているのが実態と承知しております。

(参加者D)

先ほどお話があった第三者からの異議申し立て、スポンサーに代わって御行のほうで受けて立つ、という非常にありがたいお話ではありますが、日本の企業がマイノリティシェアの場合でも、来るべきところからはすでにもう来ていますので、そこはあまり御行にご心配していただく必要はないのかなと思っております。逆に、御行が正式に異議申し立てを受け付けるということになると、我々自身も苦しい、御行にもくると、両方の対応をしないといけないということになるという懸念もっております。

あとガイドラインについてはひとつお願いとしては今後、御行の中で最終案を作るにおいて、やはり今の日本の置かれた立場というか最大の政策課題はいったい何なんだというところをよく考えていただいて、やはり今の日本の経済状況からして、環境が第一というのは本当によく分かります。そのとおりだと思いますが、一方、日本の経済の状況からして雇用の確保、あるいは日本の産業の空洞化、こういう問題も考慮していただいた上で、ぜひ最終案を作っていただきたいと思えます。これはお願いでしかないのでありますが、それを思っております。

あともう一つ、今回、統一ガイドラインを作るということになったおもとの衆議院での商工委員会の付帯決議はたしかにあるのですが、そもそも論として統一ガイドラインを作るのは、たしかに商工委員会の付帯決議でおっしゃるとおりだと思いますが、一言一句、ODAとOOFという性格の違うものを全く同じものにする必要が本当にあるのかと、もちろんコアの部分はそうなのでしょうが、細部の部分はOEFとODAのそれぞれの性格を加味して、二本立てにするとか、そういう考え方というのはないのかなと思えます。ODAとOOFというのは性格が違いますし、もちろん環境という面では同じなのかもしれないのですが、一言一句、本当に同じにする必要があるのかなというのを疑問として思っています。以上です。

(参加者E)

今回拝見させていただいて、やはり以前のものと比べて非常に画期的なものだと理解しております。これは質問というよりお願いですが、やはり新しく作られるであろうガイドラインが生かされるためには、やはりモニタリングなり現地から来る情報を国際協力銀行がちゃんと受け止め、もちろん国際協力銀行のスタッフは皆さん非常に優秀な方だと存じておりますが、やはり現場に行っていたきたいのです。

例えば、フィリピンでは8年前日本がODAで出したバタンガスの貿易港ですが、ここでは、そこにもともと住んでいた人たちはみんな強制移住に近いような形で移住させられて、ほとんどの方がスラムのようなところで暮らしていらっしゃる。女性の方はほかに仕事がないものですから、セックスワーカーになってしまっている。そういったことで性病とか、そういう健康被害が非常に深刻な問題になっています。そういうような、今までそういった人権問題が発生したような現場に行かれて、人権問題というのはどういったものなのか、もちろん環境問題もそうですが、そういった実際、問題が起こっている場所に1回でも行っていただくと現地から来る情報に対して、やはり受け止

め方とか考え方が違ってくるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

(本郷課長)

苦情の受け付け、第三者機関の係りにまず最初にお答えしたいと思います。実際、私どもはいくつかのプロジェクトにおきまして、事業者でもないという意味での第三者からのコメントをいただいている例がございます。その場合であっても、私どもの受け止め方といたしましては、銀行としての責任の範囲と事業者としての責任の範囲というのは分かれていると思っております。事業者の責任の範囲に関するものであれば、私どもとしてはそういったコメントをできるだけ正しく正確に事業者にお伝えするというようなやり方を取っております。

また、そのコメントが銀行の我々の意思決定等、融資に関するものであれば私どもとして対応するというようなことを行っております。これは、私どもできるだけそういったコメントがある方につきましては積極的に会いすることとし、できるだけ幅広く多くの情報を得ようということ日々取り組んでいると思っております。第三者機関というものの位置づけとの関係でいえば、我々は環境室におりますものですから、その立場から一生懸命やっておりますということをアピールしなければいけないので申し上げているのですが、我々も日々やっているつもりでございます。第三者機関というのは、そういった今やっていることで不十分な場合、そういったときに対応するものかなと思っております。これがご懸念の答えか分かりませんが、私どもとしては今、そういうような形で誠心誠意やっているつもりでございます。

それから2番目のODAとOFFのガイドラインを一言一句、一緒にすべきか否かという点でございますが、今の段階としましては、できるだけ一緒にするというようにドラフティング作業を行っております。ただ、これ以外にもやはり環境配慮確認という点では、すべきことがたくさんありまして、ただそういったものについて、ここに盛り込まれていないものの中には、例えば手続き上の話、これは時間を争う国金等業務、それから政府等の枠組みの中で行うODA、それぞれの性格が違いますので、そういった面での手続きの違いというのは、やはり考慮せざるを得ませんので、そういった点からここに書かれていないという部分もございます。したがって、この中で一緒にできないものがあれば、それは見直さなければいけないし、逆にここに入っていないものであっても一緒にして、かつ、ここに書くものがあれば書き込むべきであると思っております。お答えにはならないかもしれませんが、できるだけ可能な限り一緒にしようというスタンスで臨んでいるということでございます。

それからできるだけ現地に行くべきではないかというご指摘につきましてはカテゴリAを中心に、少ない人数ではあります。極力現地に行ってサイトビジットを行うということを我々の方針としております。もちろんサイトビジットが現地の状況を理解するという点についてはすべてではないと思っております。例えば現地事情に詳しいコンサルの方、あるいは大学の先生に調査を依頼する、そういった形が実際の現在行われている環境配慮確認の中でも行っておりますし、また引き続き行っていくことになるのではないかと考えております。

(藤田課長)

先ほどのご発言の中で、我が国のおかれた現在の経済状況等を考慮してというようなコメントをいただいております。他方、環境の配慮というのは先ほどおっしゃられたように、我が国が世界におけるプレゼンスといったことも考慮して考えていかなければいけない、ということは申し上げるまでもないと思っております。そういう意味におきましては、雇用確保とか、もしくは輸出の促進といったような側面におきましては、むしろ私どもの融資の条件であったり、意思決定のスピードという、環境とは関係のない面で貢献できるのではないかと考えております。そういったものにつきましては、不断の見直しをしておりますので、引き続きご意見をいただければと思います。

他方、環境への配慮というものにつきましては、私どもとしてはやはりプライオリティの高い側面があるということをご理解いただければと思います。また、国金等業務におきましては、いわゆる調査業務というのがございまして、こちらにおきまして、環境影響アセスメント報告書作成についてのご支援といったことについても今後前向きに検討させていただきたいと思っております。

閉会の辞

(木山次長)

私ども鋭意、いただいた提言をベースに組織内で作業をしているわけですが、決してこの新ガイドラインは単に文章を書いただけで終わりということではなく、作る以上は実効性のあるものという趣旨で議論をしているわけですが。この2時間の議論の過程でも、お手元のドラフトの中では、やはり現行の二つのガイドラインを大きく改善をしている部分、例えば意思決定前の情報公開のシステムとか、異議申し立てのシステム、あるいは人権といった概念導入といった部分が非常に大きなイシューであったかと思えます。

お話をうけたまわっておりますと、特に産業界の皆様からは、逆にそうした点へのご懸念が表明されたと思われる。ご質問に対する私どもからのお答えは、必ずしも歯切れがよくないと思われたかも知れません。これについては組織内でいろいろ試行錯誤しながら検討している、その過程で皆様のご意見を伺っているその証左だというふうに、むしろご理解いただければと存じます。今回は、コンサルテーションフォーラムでございますが、今後こういった形を再度行うかどうかはまた別といたしまして、いずれにせよ各界の皆様の実際の体験に根差されたご意見をたまわりながら、より良いものを作っていきたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。以上をもってご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

以 上

